

第5節 フロン類の回収

1 フロン^{*1}の回収・破壊【環境政策課】

冷蔵庫やエアコンの冷媒などとして幅広く使用されてきたフロンは、オゾン層^{*2}が破壊されることが明らかとなって以降、代替フロンへの切り替えが進みました。しかし、代替フロンは温室効果が非常に高い（例えば、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は二酸化炭素の約100～10,000倍以上の温室効果があるといわれる。）ことがわかったため、これらのフロン類を使用している機器は、その種類により、家電リサイクル法、自動車リサイクル法またはフロン回収破壊法に基づき、回収・破壊作業が進められ

ています。

特に、現在、業務用の冷蔵・冷凍・空調機器のフロン類回収率は約3割程度と低く、建物に据え付けられた機器からのフロン類の漏出を防ぐためにも、店舗、工場、事務所、ビルなどを改修、解体する際には、工事業者とよく相談し、適正に処理することが重要です。

（1）法律に基づく規制

表2-5-1 フロン回収に係る法律

	フロン回収破壊法 ^{注1}	家電リサイクル法 ^{注2}	自動車リサイクル法 ^{注3}
概要	平成14年4月から業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器について、冷媒フロンの回収を義務付けています。	平成13年4月から家電製品のリサイクルに併せて、家庭用の冷蔵庫とルームエアコンについて、冷媒フロンの回収を家電メーカー等に義務付けています。	平成17年1月からカーエアコンについて、冷媒フロンの回収を義務付け ^{*3} ています。

（注1）「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」

（注2）「特定家庭用機器再商品化法」

（注3）「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

（2）県の取り組み

フロン回収破壊法および自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録を行うとともに、回

収・引渡しが適正に実施されるよう登録業者への立入検査に伴う指導等を行っています。

表2-5-2 フロン回収破壊法に基づく回収量

（平成25年度）

第一種特定製品 ^{*4}	
回収台数（台）	回収量（kg）
4,340	28,623

表2-5-3 フロン回収破壊法に基づく登録業者数

（平成26年3月末現在）

第一種フロン類回収業者	
登録業者数	251

表2-5-4 自動車リサイクル法に基づく回収量

（平成25年度）

使用済自動車	
フロン類回収量（kg）	8,573.2

表2-5-5 自動車リサイクル法に基づく登録業者数

（平成26年3月末現在）

フロン類回収業者	
登録業者数	170

^{*1}フロン：ふっ素と炭素等からなる化合物でクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）などがあります。オゾン層を破壊する原因物質の一つとされており、破壊する程度の強いフロンは、平成7年末で生産が全廃されています。主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

^{*2}オゾン層：地上10～50km上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層をいい、太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収しています。

^{*3}義務付け：カーエアコンについては、平成14年10月からフロン回収破壊法において冷媒フロンの回収が義務付けられていましたが、自動車リサイクル法の施行に伴い移行しました。

^{*4}第一種特定製品：フロン回収破壊法において、冷媒としてフロンが充填されている機器のうち、業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器を第一種特定製品と定義しています。